

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 18    | 鳥取市 母子保健関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和4年3月10日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務               |  |
|------------------------------------|--|
| ①事務の名称                             | 母子保健関係事務   |
| ②事務の概要                             | <p>母子保健法の規定に基づき、妊婦が安心して安全な出産を迎えることができる妊娠期への支援や子どもたちが心身ともに健康な大人になるための子育て支援を目的として各種母子保健関係事務を実施する。</p> <p>特定個人情報は、以下の母子保健関係事務において、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 母子保健法による保健指導</li><li>2 新生児、乳幼児の訪問指導</li><li>3 健康診査</li><li>4 妊娠の届出による母子健康手帳の交付</li><li>5 妊産婦の訪問指導</li><li>6 未熟児の訪問指導</li></ul> |
| ③システムの名称                           | 住民健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                     |  |
| 1 宛名特定個人情報ファイル<br>2 母子保健特定個人情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                         |  |
| 法令上の根拠                             | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br/>(平成25年5月31日法律第27号)<br/>別表第一 第49項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条</p>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携           |  |
| ①実施の有無                             | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                            | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>56の2項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>情報照会は行わない。  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                  |  |
| ①部署                                | 健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課  |
| ②所属長の役職名                           | 健康・子育て推進課長   |
| 6. 他の評価実施機関                        |  |
| なし                                 |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求             |  |
| 請求先                                | 総務部総務課公文書管理室<br>〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地<br>TEL0857-20-3121  |

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課  
〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 TEL0857-30-8584～8585

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

|                  |                  |  |
|------------------|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [ 10万人以上30万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か         | 令和3年6月1日 時点      |  |

### 2. 取扱者数

|                        |             |                              |
|------------------------|-------------|------------------------------|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [ 500人未満 ]  | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か               | 令和3年6月1日 時点 |                              |

### 3. 重大事故

|  |          |                          |
|--|----------|--------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし |
|--|----------|--------------------------|

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |  | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |  | [ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |  | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 8. 監査   |  |  |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査                                   |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発                                 |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない          |

变更箇所